

## 令和2年度第9回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

|         |     |     |     |     |    |     |  |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|-----|--|
| 会長      | 1番  | 小林  | 功   |     |    |     |  |
| 会長職務代理者 | 14番 | 小宮山 | 晃次  |     |    |     |  |
| 委員      | 2番  | 草刈  | 章博  | 3番  | 池本 | 英夫  |  |
|         | 4番  | 竹下  | るみ子 | 5番  | 葉狩 | 健一  |  |
|         | 6番  | 春摘  | 要   | 7番  | 長石 | 憲太郎 |  |
|         | 8番  | 國岡  | 美保子 | 9番  | 寺坂 | 富雄  |  |
|         | 10番 | 植木  | 克茂  | 11番 | 前川 | 義憲  |  |
|         | 12番 | 細山  | 周一  | 13番 | 國岡 | 智志  |  |

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

|     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 15番 | 谷口 | 真一 | 16番 | 寺坂 | 静雄 |
| 17番 | 西沖 | 和己 | 18番 | 平尾 | 晴次 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告について

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農地利用集積計画(案)の意見決定について

議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第5号 農地利用最適化推進施策に関する意見書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長代行書記 井上 亮 書記 安道 千景

8. 会議の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 開 会          | ( 開 会 午後2時00分 )   |
| 事務局長<br>代行書記 | <p>ただ今から、令和2年度第9回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席です。定足数を満たしておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。</p>   |
| 会 長          | <p>皆さんこんにちは。</p> <p>連日のおりテレビ、新聞等で賑わしておりますが、新型コロナ、この状況が一向に収まる気配を見せていないというのが実態であります。取り分け国内におきましては、昨日現在16万9336名の感染者が発生したということでございますし、死者が2500人。鳥取県においては昨日も1名出まして67名ということでございます。</p> <p>こういふことで我々農業委員会組織としましては、それぞれ各市町村においては農業委員会の組織であるとか、県においては各市町村の会合、全国団体への出張のほとんどが現地の方へ出向くことが出来ません。その中におきまして、オンラインやリモート、あるいはWeb会議であるとか。先だつては、11月19日には代表者を選んだ中での農業委員特別研修大会が開催されました。各市町村とも三分の一程度、約百名の農業委員、最適化推進委員の方が参加されました。本来ならば、全農業委員、最適化推進委員の皆さんが一堂に会して、共通の認識の中で、農地利用の最適化に向けての取り組みを図って行くということですのでけれども、やむなくそういう状況となりました。</p> <p>研修の内容を見ましても、北栄町の濱坂会長による地域に根付いた活動発表、そして、全国農業会議の稲垣事務局長には、農地利用の最適化推進と農業委員会制度改正の、5年後の見直しを踏まえてた中での講演がありました。皆さんには大会の空気や内容を知っていただきたく、研修大会の様子をDVDに落とし込みました。大会資料と共にお配りしておりますので、内容等を理解していただきたいとおもいます。これについては後ほど、研修に参加していただいた小宮山職務代理に、研修のダイジェスト版として報告をしていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、水稻の作況状況がですが、9月の総会では作況師数が約100か101パーセントという話をしましたが、10月時点では679万トンとしていたものが、作柄悪化で99パーセントということで、20年度の予想収穫量が減ったことを踏まえ、21年度の適正生産量を693万トンに変更されました。それにしましても、約30万トンオーバーするということですので、約6万ヘクタール分の転作あるいは消費拡大を図っていく必要があるわけでございます。</p> <p>鳥取県におきましては、東部地区においては水田を、中西部においては転作によって園芸作物その他によつての収益性の高いものを基軸として生産しております。12月4日に鳥取県農業再生協議会がありまして、その中には生産者の代表も出ておられました。何故作らないのかという話もありました</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>が、需給と供給のバランスで価格安定を図っていくためには転作等々も必要になってくるのではないのかなと思っております。輸出米、加工米、麦、大豆、野菜などへの支援拡充を、これから国としても図っていきたいと、こういうふうに転作拡大のために取り組んでいきたいと話しておられたように思います。なおかつ、都道府県の独自の支援と、それに対する同額の国の支援をしていこうというような予算措置も図っていただけるような状況になってくるのではなかろうかと思っていますところでもあります。</p> <p>農地の環境を見ましても、食料・農業・農村基本計画では436万ヘクタールをベースにおいた自給率を45パーセントに持っていくんだということです。20年度が436万ヘクタールですけれども、これが年々減っていくではなかろうかということで、これに対する対応というものが今後考えていく必要があると思っています。</p> <p>先だっけの新聞等を見ますと、農地価格が非常に下がってきておるということでもあります。日本不動産研究所が調べましたところ、2020年3月末現在で10アールあたり、田んぼが68万9080円で、前年より1.8パーセント下がっており、畑が42万4921円ということで、これも1.2パーセント下がっており、30年近く下がり続けておるのが実状であると書かれておりました。田んぼはピークだった92年の約116万円から42パーセント、畑は87年の約68万円から38パーセント下落したと。下落の原因は、後継者の減少と高齢化が大きな原因ではなかろうかとありました。</p> <p>特に智頭町におきましては、農地パトロールであるとか、色々皆さんにはご尽力に願って農地利用最適化ということで取り組んできていただいておりますが、やはり智頭町も高齢化と担い手不足ということで、遊休農地、耕作放棄地等々が多く増えてまいりますので、皆さん方が地域のコーディネーター役としての使命を果たしていただくことをお願いして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>議長(会長) それでは、総会に入ります。<br/> 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。<br/> 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長(会長) 異議なしということですので、それでは、2番 草刈章博委員、12番 細山周一委員をお願いいたします。<br/> 次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告について」を議題とします。<br/> 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。<br/> それでは、事務局に報告させます。</p> |
|--|---|

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>事務局長<br/>代行書記</p> | <p>それでは議案書の1ページになります。<br/>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用で、1件提出がありました。地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。<br/>以上です。</p>   |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>報告は終わりました。<br/>次に、日程第3 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。<br/>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。<br/>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>   |
| <p>事務局長<br/>代行書記</p> | <p>議案書の2ページをご覧ください。<br/>番号1番です。土地の所在地が智頭字筏場1763番3、登記簿地目、畑、現況地目、宅地、面積95㎡です。権利種別は所有権の移転です。譲渡人が鳥取市吉成南町の●●●●さん、譲受人が市瀬1230番地の●●●●さん。<br/>転用目的は駐車場で、転用事由としては、隣地で塾を経営しており、その駐車場が必要であるためとなっております。<br/>場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。共に黄色く示した部分が申請農地となります。2ページに公図を付けておりまして、3ページ、4ページに事業計画書、5ページ、6ページに被害防除計画書、7ページに土地利用計画図、8ページに現況写真を付けております。<br/>以上です。</p> |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりましたので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>  |
| <p>8 番</p>           | <p>12月8日に委任状の出ている●●さんに電話をかけて話を聞きました。申請されているとおりであって、現在、申請地は常に草が生えている状態となっております。ですので、問題はないかと思えます。<br/>以上です。</p>  |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>説明が終わりました。<br/>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。<br/><br/>(「なし」という者の声あり)</p>   |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>よろしいですか。</p>  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>   |
| 議長(会長)       | <p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>番号1と2についてですが、申請人が同一ですので一括して説明、質疑をしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>  |
| 議長(会長)       | <p>異議なしと認め、番号1と2については一括して説明と質疑を受けることとします。</p> <p>それでは番号1と2について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局長<br>代行書記 | <p>議案書の3ページになります。</p> <p>番号1と2の申請者が大屋23番地の●●●●さん。番号1の農地が大屋字上エ仲田164番1、登記簿の地目が畑、面積が23㎡。非農地の事由としましては、「50年以上前から公衆用道路として使用され、現在に至る。」というものです。</p> <p>続いて番号2です。農地が大屋字一ノ谷200番、登記簿の地目が田、面積191㎡。非農地の事由としましては、「1975年頃、一部に農機具小屋を建て、残地に杉を植林し現在に至る。」というものです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の9ページをご覧ください。10ページには公図を、11ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長)       | <p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりましたので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>   |
| 7番           | <p>報告します。</p> <p>11月30日に申請人の●●●●さんに電話をかけ、申請書を出されたか確認を取り、12月5日に現地調査した結果、二筆とも添付写真のように農地ではなく、農地法の適用を受けない農地であり、申請事由に間違いのないことを確認しました。</p> <p>以上で報告をおわります。</p>  |
| 議長(会長)       | <p>説明が終わりました。</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「ありません」という者の声あり)</p>   |
| 議長(会長)       | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長(会長)       | <p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長(会長)       | <p>全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号3について事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局長<br>代行書記 | <p>番号3です。農地の所在が山根字大飛所30番6、登記簿の地目が田、面積157㎡。所有者が鳥取市東町の鳥取県。非農地の事由が、「平成元年12月に交換により取得し、県営団地の敷地として使用し、現在に至る。」というものです。</p> <p>場所ですが、申請位置図の12ページをご覧ください。久志谷集落にある県営団地です。13ページに公図を、14ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長)       | <p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりましたので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>  |
| 8番           | <p>申請地の写真を見てもらうと分かるように、現在ここには県営住宅が2棟建っております。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長(会長)       | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>  |
| 5番           | <p>平成元年に交換とありますが、その当時に農地の転用手続きをとられてい</p>   |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>なかったのでしょうか。</p>  |
| 事務局長<br>代行書記 | <p>鳥取県のまちづくり推進課の担当の方から連絡がありまして、鳥取県の方にも農業委員会の方にも転用の手続きをした書類が残っていない状態でした。来年の4月なんですけれども、団地の所有が県から町へ移転されるという動きがあるようでして、その前にきれいにしておこうということで、今回の非農地申請となりました。</p>  |
| 議長(会長)       | <p>ほかに発言のある方はおりませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>   |
| 議長(会長)       | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長(会長)       | <p>全員賛成ですので、番号3は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号4について事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局長<br>代行書記 | <p>議案書の4ページになります。番号4です。</p> <p>農地の所在が智頭字化昌庵127番1、畑で52㎡と、二筆目が同じく化昌庵127番2、畑で、9.91㎡、合わせて61.91㎡です。所有者が岡山県津山市国分寺の●●●●さん。非農地の事由としては、「昭和55年頃から家の修繕をするための資材置き場として使用し、現在に至る。」というものです。</p> <p>場所ですが、申請位置図の15ページをごらん下さい。下町集落の山沿いにある二筆続いた農地です。16ページには公図を、17ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長)       | <p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりましたので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>   |
| 10番          | <p>12月4日に現地に行きまして確認いたしました。17ページの写真のように、一部大きな木が生えていますけれども、資材を被せたような物らしきが見受けられました。申請どおり農地ではなく雑種地と判定できます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>  |
| 議長(会長)       | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの</p>  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>議長(会長)</p>        | <p>説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。<br/>それでは採決いたします。議案第2号 番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>全員賛成ですので、番号4は原案のとおり決定いたしました。<br/>次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。<br/>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。<br/>なお、議案第3号につきましては、番号6について席番13番 國岡智志委員が借受人に、番号15から番号25について席番14番 小宮山晃次委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(國岡智志委員、小宮山晃次委員 退席 午後2時27分)</p> |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>  |
| <p>事務局長<br/>代行書記</p> | <p>議案書の5ページをご覧ください。<br/>11月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。<br/>利用権設定面積ですが、すべて田んぼで29,281㎡です。利用権を設定する者が12名、受ける者が11名です。期間は3年未満が2,023㎡、3年から5年未満が4,941㎡、5年から10年未満が16,510㎡、10年以上が5,807㎡となります。<br/>それでは6ページから8ページにわたり、それぞれ詳細について説明いたします。<br/>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)<br/>以上でございます。</p>   |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>説明が終わりました。<br/>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
| 議長(会長)       | <p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長(会長)       | <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>國岡智志委員、小宮山晃次委員の復席を認めます。</p> <p>(國岡智志委員、小宮山晃次委員 復席 午後2時37分)</p>   |
| 議長(会長)       | <p>次に日程第2 議案第4号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>今年8月に行った農地利用状況調査の調査結果に伴い、荒廃農地分類がB分類と判断した農地に対し、農地・非農地の判断を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>                     |
| 事務局長<br>代行書記 | <p>先月の総会で、農用地利用状況調査についての結果を報告させていただき、その中でB分類と判定したものの一覧をお示ししております。今回、31筆、合計面積17,194㎡について農地・非農地の判断をお願いするものです。</p> <p>今回非農地と判断された農地は、その後農地台帳から削除することとなります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長)       | <p>説明が終わりました。</p> <p>皆さんの調査、判断に基づいて議案として提出しております。再度、自分の担当地区の農地を確認していただき、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>  |
| 議長(会長)       | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、全て非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長(会長)       | <p>全員賛成ですので、議案第4号は全て非農地判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第5号「農地利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題とします。</p>   |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>事務局長<br/>代行書記</p> | <p>農地法第 38 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善意見を決議するものです。<br/>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>本日お配りしております、「令和 2 年度 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書」をご覧ください。<br/>こちらは、各地区より 2 名の代表委員さんを選出していただき、検討委員会を合計 2 回開催し、その後、会長と事務局で肉付けしてまとめたものでございます。</p> <p style="text-align: center;">(朗読と説明)</p> <p>以上です。</p>  |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>説明が終わりました。<br/>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p>   |
| <p>1 1 番</p>         | <p>たくさんまとめていただいて、ありがとうございます。<br/>先ず、遊休農地の発生防止・解消の(4)番。「農業委員会改革に向けた体制作りについて」ですが、下の方に「報酬の上乗せ」とあります。見ていると、先般、農地ナビについて草刈委員を講習会があり、ああいったタブレットを用いての話になるのでしょうか。それはそれで、報酬の話は町議会議員ではないのでいいのですが、このところが、「体制作り」というところで行くのであれば、報酬を上げろということよりも、8月だけでなしに調査をやっつけようということは、タブレットや申請のことかと思っていたので、ここはどうかという意見。<br/>もう一つ、次のページの「農業公社の設立」のところ、具体的どころ、農業公社……。</p> |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>これについては、後ほど具体的に補足説明をしようとして……。意見が必ず出ると思っていました。これについては、後で皆さんに流れと動きについて理解を、どのようがよいのか打診をしたいと思っておったところです。</p>  |
| <p>1 1 番</p>         | <p>そのあたり、読んだところの意見です。</p>  |
| <p>議長(会長)</p>        | <p>「ついては」以降の部分ですが、農地ナビについては国自体が一つの方向性として示してきたということですので、農地ナビの導入によっての農地利用状況の実態把握とそれに伴う全圃場の調査が出来る環境作りのためには、意見書案にちょっと肉付けがしてもらったほうがよいでしょう。<br/>それでは、前川委員の意見にもあるように、この意見書に更なる肉付けが必要と思われますので、協議のため暫時休憩したいと思います。<br/>これにご異議ありませんか。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | (「異議なし」の声あり)   |
| 議長(会長) | 異議なしと認め、協議のため暫時休憩します。  |
| 休 憩    | (休憩 午後2時26分)   |
| 再 開    | (再開 午後3時28分)   |
| 議長(会長) | 再開します。<br>休憩中の協議の結果、議案第5号の意見書案は具体的な裏付け等の確認が必要ではあるが、概ね原案で問題ないとの結論に至りました。<br>それでは採決します。議案第5号を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
|        | (全員挙手)   |
| 議長(会長) | 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定することとなりました。<br>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第9回総会を閉会いたします。                                |
| 閉 会    | ( 閉 会 午後3時30分 )  |

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年12月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 草 刈 章 博

智頭町農業委員会委員 細 山 周 一